

# 県内企業キャリアアップ応援奨励金交付要綱

## (通則)

第1条 この要綱は、県内企業キャリアアップ応援奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 働きながら学位や資格を取得する従業員を支援する制度を創設した県内中小企業等に対し奨励金を交付することにより、労働者の自発的な職業能力開発の取組および企業の人材育成投資に対する取組の促進を図り、もって生産性の維持および向上に係る人材の育成に資することを目的とする。

## (奨励金の対象事業者)

第3条 知事は、次の各号に掲げる要件すべてを満たす事業者（以下「対象事業者」という。）の申請により、その者に対し奨励金を交付するものとする。

- (1) 福井県内に本社または事業所を有すること。
- (2) 福井県物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止期間中に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社再生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。
- (4) 宗教団体や政治活動を主たる目的とする法人もしくは暴力団または暴力団員の統制下である法人でないこと。
- (5) 福井県の県税に滞納がないこと。
- (6) 国、地方公共団体および特別の法律により特別の設置行為をもって設置された法人でないこと。（その資本金の全部または大部分が国または地方公共団体からの出資による法人、またはその事業の運営のための必要な経費の主たる財源を国または地方公共団体からの交付金または補助金等によって得ている法人でないこと。）
- (7) 学位や資格取得を奨励する制度を創設し、従業員に周知し適用していること。また、創設する制度が従業員のキャリアアップ、スキルアップに必要な学位・資格を対象とし、支援が従業員の自発的な学位・資格取得を喚起するものになっていること。
- (8) (7)により創設した制度において、学位や資格取得に必要な経費については、業務命令による取得の場合は事業者が全額を負担、従業員の自発的な取得による場合は事業者が全額または一部を負担していること。
- (9) 学位や資格の取得に当たり、(7)により創設した制度の支援が適正に実行されていること。
- (10) 奨励金の対象となる従業員は事業者が負担する雇用保険の被保険者であること。
- (11) 企業名や制度内容等が公開されることに同意していること。

#### (奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、1社当たり200千円とする。

2 奨励金の利用は、1社当たり1回を限度とする。

#### (制度導入計画の届出)

第5条 奨励金の交付を受けようとする事業者は、学位や資格取得を奨励する制度を新たに創設する前に、知事に県内企業キャリアアップ応援奨励金・制度導入計画届（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

（1）制度を規定する規程類の案

（2）その他制度導入計画の審査のため知事が特に必要と認める書類

#### (制度導入計画の認定)

第6条 知事は、前条の規定による制度導入計画届の提出があったときは、その内容を審査し、奨励金の趣旨に合致し、他の企業のモデルになるようなものであると認められる場合は、県内企業キャリアアップ応援奨励金・制度認定通知書（様式第2号）により事業者へ通知するものとする。

2 前項の通知を受けた事業者は、制度導入計画に基づき当該制度を導入し、従業員に周知しなければならない。

#### (交付申請)

第7条 第3条の規定により奨励金の交付を受けようとする事業者は、知事が指定する日までに、県内企業キャリアアップ応援奨励金交付申請書（様式第3号）（以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（1）施行した規程類の写し

（2）対象事業者が第3条第1項（8）に規定する費用を負担したことを確認するための書類

（3）対象事業者が第3条第1項（9）に規定する支援を実行したことを確認するための書類

（4）対象事業者より第3条第1項（9）に規定する支援を受けた従業員が対象事業者に雇用されていることを確認するための書類

（5）対象事業者より第3条第1項（9）に規定する支援を受けた従業員が支援対象として取得した学位・資格等を確認するための書類

（6）福井県の県税の全納税に滞納がないことを証明する納税証明書

（7）誓約書

（8）その他交付に係る審査のため知事が特に必要と認める書類

#### (交付決定および請求)

第8条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付対象と認められる場合は、県内企業キャリアアップ応援奨励金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。なお、交付決定については、予

算の範囲内で行うものとする。

- 2 前項の交付決定を受けた者は、その通知を受けた日から起算して30日以内に県内企業キャリアアップ応援奨励金請求書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

（交付決定の取消および返還命令）

第9条 申請者が偽りその他不正な手段により奨励金の交付決定を受けたことが明らかとなった場合、知事は前条第1項の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（調査等の実施）

第10条 知事は、奨励金の交付に関し必要と認めるときは、奨励金の交付を受けた者に対し、関係書類の提出または実地調査その他の調査等を行うことができる。

- 2 奨励金の交付を受けた者は、前項に定める調査等に協力しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月2日から施行する。